

バーナード・ボザンケの イギリス政治思想批判（1）

ボザンケのホッブズ・ロック・ベンサム批判

芝田 秀幹*

Bernard Bosanquet's Criticism against
T. Hobbes, J. Locke and J. Bentham

SHIBATA, Hideki

目次

はじめに

1. ホッブズ・ロック批判
- 原子論的個人主義批判 -
 2. ベンサム批判 - ボザンケの「自由」論 -
 3. J.S.ミル批判 - ボザンケの「個性」論 -
 4. スペンサー批判
- 結びにかえて

はじめに

イギリスの政治思想史においては、個々人の特性を重視した経験主義的、功利主義的な哲学が王座を占めているといわれる¹。それゆえ、観念的・思弁的という意味において「かつてイギリスが経験しなかった様な哲学の全面開花」²とも指摘される、19世紀から20世紀初頭にかけてのイギリス理想主義（the British Idealism）は、まさにイギリス政治思想の流れに一石を投じた思想一派であり、その歴史において一際異彩を放つ存在である。だが、このイギリス理想主義に関する研究は、わが国では十分に深化されたとはいいがたく、最近の欧米におけるイギリス理想主義研究の復興とは裏腹に、なお未開拓の領域と位置づけられ得る。

* 宇部工業高等専門学校 一般科 社会教室
(2002年12月9日受理)

本稿は、その理想主義の思想家たちの中でも特に重要とされながらもほとんどその研究が進められてこなかったバーナード・ボザンケ（Bernard Bosanquet: 1848-1923）の政治思想をとりあげ、彼のイギリス政治思想批判を、ボザンケのホッブズ（Thomas Hobbes: 1588-1679）、ロック（John Locke: 1632-1704）、ベンサム（Jeremy Bentham: 1748-1832）、J.S.ミル（John Stuart Mill: 1806-1873）、そしてスペンサー（Herbert Spencer: 1820-1903）に対する批判に焦点を当てて検討する。そしてこの作業を通じて、ボザンケの政治思想がいかに伝統的なイギリス政治思想において独特でありまた異端なものであったかを明らかにしたい。

1. ホッブズ・ロック批判 - 原子論的個人主義批判 -

ボザンケは、原子論的個人主義の唱導者であるホッブズとロックを批判する。ボザンケは、近代政治哲学の祖であるホッブズの議論に関して、批判的に以下のように述べている。

「例えば、ホッブズは主権は意志に存しなければならず、この意志は実在的なもの（real）であり、かつコミュニティの意志を表現ないし表明するものとして捉えられねばならない、と主張した。（中略）ただし、かれは“実在的なもの”を実体的で決然たる諸個人に含まれるものと解釈することで、

実際には、ある特定の個人ないし諸個人の意志を、コミュニティ、あるいは道徳的人格それ自体の意志の代わりに用いたのである。」(強調 - ボザンケ)³

つまり、ボザンケによれば、ホッブズの議論では、いわゆる原子論的個人主義の観念のもとで描かれる「個人」、つまり社会性を内包しないバラバラな「個人」が前提とされ、その結果、「社会」全体の意志は描かれず「個人」の意志のみが主張されている。この点を、ボザンケは、ルソーの議論を援用しつつ、次のように論及する。

「彼の議論の性質は、“道徳的人格”(moral person)を一つのフィクションとして扱ったルソーの描くものと完全に同一であった。だが、彼は、そうした理由から現実の効果的な統一に関するあらゆる観念を放棄するどころか、抽象的あるいはフィクションである“人格”(person)の統一を、コモンウェルスそれ自体の統一として捉えられ、あるひとりの生身の(actual)人間、ないしはある一定の人間集団の“実在的統一”とすげ替えているのである。例えば、彼は、彼の根本原理に基づく否応もない論理を用いて、既に主権(sovereign power)が存在するところでの人々の代表に関する他の可能性をすべて否定する。というのは、彼にとって人々を代表する唯一無比のものは主権であり、コミュニティの“人格”は、主権者の主権というまさにその事実により、その主権に付与されると仮定されているからである。」(強調 - ボザンケ)⁴

かくして、ボザンケは、ホッブズの議論を真の政治哲学になり得ていないものと理解する。ボザンケはいう。

「われわれが言うことを端的にまとめれば、次のようなことである。すなわち、ホッブズは、政治社会の統一を意志に、そして彼の意味における実在意志ないしは現実意志に据えてはいるが、しかし、一般意志には全く据えてはいない、ということである。彼は、国家の属性を統一や人格として説明しうる言語を受け継いでいる。しかし、彼の語り口では、その言葉は政治的な真の意味内容を蘇生させることはなかったのである。」⁵

こうして、ボザンケは、ホッブズの議論では「政治社会の統一」が「意志に基礎づけられ」つつも、真の意味での「一般意志」が描かれず、逆に私的な意志の集合のみが描出されると論ずる。

他方、ボザンケは、ホッブズと同じくイギリスの代表的な政治思想家であるロックに関して批

判的に言及する。ボザンケはロックの主張に内在する問題点を、以下のように指摘する。

「ロックは、現実の政府が信託(trust)であり、究極的な最高権力(the ultimate supreme power)は全体としてのコミュニティに存することを感知している。ただ、彼の場合の難問は、コミュニティの意志あるいは利害それ自体がどのようにしてある明確な表現を得るか、ということを理解することである。」⁶

ボザンケによれば、ロックの議論の場合、ホッブズの場合とは反対に、明確な社会の意志を把握することが困難である。ボザンケは続けて以下のように論じている。

「概して、コミュニティの意志あるいは利害は、統治組織(the governing body)の意志と同じものとして捉えられる。そしてその統治組織への信託において、統治作業は憲法に従って為される。しかし、信託は条件的なものであり、理論的には取り消しができるものである。つまり、究極的な最高権力は、その信託の条件が犯されればその信託を撤回することが可能なコミュニティ全体にあるのである。もちろん、合法的な手段で行う明確な方法は示唆されないし、また示唆され得ない。それゆえ、ロックにあっては、人々の意志は実在意志ないし現実意志として表現されない。」⁷

つまり、ボザンケは、ロックの議論では「社会」の意志と「政府」の意志との関係のみが強調される結果、ホッブズとは反対に個々人の意志が「決定的な表現」を得ることができず、各個人の意志が等閑視されていると論ずるのである。そしてボザンケは、ホッブズとロックを総括して次のように論究する。

「われわれは、ホッブズに対しては、政治的統一は現実意志に存してはいるがしかし一般意志に存してはいない、と、またロックに対しては、政治的統一是一般意志に存してはいるが、しかし現実意志に存してはいない、と言い得る。」⁸

そしてボザンケによれば、ホッブズおよびロックにおける欠点は、ルソーの「一般意志」論によって補われる。ボザンケはいう。

「しかし、もしホッブズと同様の整合的な論理に、ロックに生気を与えているのと同量の政治的内容を持たせることが可能であるのなら、新たな根拠が獲得されるであろう。そしてこれは、ルソーが、彼の現実的かつ直ちに一般的な意志の概念の中で企図したものである。」⁹

ボザンケはこうしてホッブズの「個人」的な意

志とロックの「社会」的な意志の統合としてルソンの「一般意志」概念を理解し、その業績を高く評価する。ボザンケからすると、ミアヘッド(J. H. Muirehead)の指摘のように、ホップズの議論では、個々人の「意志」の観念は保持されるものの、その「一般性」は犠牲にされ、他方ロックの議論では「一般性」の観念は保持されつつも「意志」の観念が犠牲に供されるものであったといえよう¹⁰。

2. ベンサム批判 - ボザンケの「自由」論 -

さらに、ボザンケは、ベンサム、J.S.ミル、そしてスペンサーの政治思想を批判する。ボザンケによれば、彼らの理論は、「究極的に物理的個人の『絶対的でありかつ本来的に独立した存在』を受容」して、ある事象を感覚的に外観からのみ把握しようとするものであり、それらは「第一印象の理論」(theories of the first look/ theories of first appearance)あるいは「見かけの理論」(“prima facie” theories)と呼ばれるべきものである¹¹。しかし、ベンサム、ミル、そしてスペンサーによって唱導されるこうした理論では、「自己」と「他者」、すなわち「自己」と「統治」、「自己」と「法」、「自己」と「社会」との関係が融解不可能なものに仕立てあげられており、それらは「真の社会哲学の根源的概念」を示してはいない。それゆえ、ボザンケは、真の社会哲学を構築することは、この三者がよって立つ「仮定」を「破壊的に批判することを通じて唯一」可能であると論じ¹²、まず、その「見かけの理論」を創始したベンサムに対する批判からその議論をはじめめる。

ベンサムは、周知のように、ボザンケと同じくホップズらの原子論的個人主義を「虚構」として自然権的発想を放棄し、生きた現実の人間から議論を開始した。そしてボザンケは、ベンサムのそうした政治思想の根本原理を、「苦痛は究極的な悪である」という功利主義、快樂主義に求め、そこから「すべての法は自由に逆らうもの」であり、かつ「悪である」という主張をベンサムの政治思想の要点として捉える。つまり、ボザンケによれば「ベンサムが導いた運動とは、法の既存の体系やその擁護者の論法に敵対するもの」であり、彼の主張は「法を必要悪として、そして政府を諸悪の中からの選択として描く」ものである¹³。ボザンケはいう。

「ベンサムの原理では、苦痛は究極的な悪であ

るので、なぜあらゆる法が悪であるのかの理由は明らかである。というのは、彼にとってあらゆる法は自由と正反対のものだからだ。あらゆる自由の侵害は苦痛という自然的な感情によって伴われる。あらゆる法は自由と正反対のものであるという命題を否定する人々、つまり自由を他者に有害でないことを為す権利に制限する人々に対して、彼は言葉の曲解という批難を浴びせる。」¹⁴

そしてボザンケは、こうしたベンサムの議論を「自由」の観点から以下のように定義する。

「そして、我々がここで仮定しなければならないことは、ベンサムにとって、自由は最も単純で外見的には最も広範な意味内容をもつものであり、それは悪を為す自由をも含み、そして純粹に拘束の不在(absence of restraint)として定義される、ということである。」¹⁵

つまり、ベンサムのいう「自由」とは何らの拘束が存在しない状態、すなわち「消極的自由」のことである。しかし、ボザンケによればこうした「自由」の観念は誤ったものである。ボザンケは、真の「自由」を「一般的自由」と呼んで以下のように定義する。

「一般的な自由の量は、控除によって増大されるもの、あるいは、自由の量のある境界部分(a certain edge or border)を、いわば強制に転換させることでその最大限の量に唯一達せられうるものである。」¹⁶

そして「自由」が、こうした「控除」によって「増大」されるという側面をもつのであれば、それは単純な加減演算で計られるようなものではない。ボザンケはこの点を、「自由」を「土地」と「植物」にたとえて以下のように述べる。

「ある自由の犠牲が全体の量の増加にとっての手段であるならば、その全体は、例えば一片の土地のように所与の同質的な量ではまずありえない。というのは、こうした量は、その中のどんな部分の控除によっても減少させられねばならないのは確かだからである。自由は、生きている植物の性質のごとく、複雑な性質を有するに違いなく、そしてその性質とは、その繁栄にとって不可欠なある制限ないし否定が、その個々の諸特徴(それは積極的でなければならない)によって指令され、それらと同じ原理を表現し、それゆえ、耕される植物の積極的な型および状態と全く相関的であるような性質である。このような意味においてのみ、いかにして強制が、効果的な自己主張にとっての手段であるかが理解されうる。」¹⁷

こうして、ボザンケは「自由」をいわゆる「強制」をも含んだ概念として理解し、その「強制」を人間の自己発展・自己主張にとっての「手段」と位置づけるのである。それゆえ、こうした「強制」を課すもの、すなわち「法」や「政府」は、もはや人間と敵対的な関係にあるものではなく、それらはむしろ人間の自己発展にとって積極的な意味合いをもつものである。ボザンケはいう。

「しかし、もしそうであるなら、課される強制の基準である、法や政府の制限を及ぼす作用 (the restrictive influences) が、それによって制限される人間の本性と相容れないものではありえず、またそれらの本性において自由と敵対するもの、あるいは人間の自己の重視と敵対するものとして規定されるべきではない。」¹⁸

かくして、ボザンケは「自由」とは「法」や「政府」の「強制」を排するものではなく、むしろそれを内包する概念として捉える。つまり、ボザンケによれば、真の「自由」とは、効果的な自己発展（そこには「強制」も含まれる）が可能であることであり、単に「他者」による圧力や強制がないという状態ではない。それゆえ、「自由」を「他者」による「強制」の「不在」として位置づけるものは、ボザンケによればすべて謬見である。ボザンケは前述の「自治」の矛盾に言及しながら、この点を以下のように論ずる。

「困難の根源は、明らかに、社会における“他者”の諸要求の圧力が、“あるもの”の自由の単なる一般的な削減であると仮定することに存している。(中略)こうした仮定のうえで、自治の矛盾は解消できなくなり、また政府すなわち統治は悪にされ、そしてそこでは、政府がいかに善を表す自己に貢献するかを説明するのは不可能である。真の自己として捉えられる個人すべてと他者の衝撃によって強いられる拘束とは相容れないものであり、自己の縮小である限り、こうした結果は避けられないものである。」¹⁹

つまり、ボザンケによれば、こうした誤った仮定に立つ限り、「法や統治に反抗することができる現実の自己」と「個々の自己を抑圧することのできる現実の統治」とは全く相いれないものとなり、その結果「自己」と「統治」の両者は矛盾したまま永遠に和解することができない。ボザンケはこれを「自治の矛盾」(the paradox of self-government)と呼んでいる。

そしてボザンケによれば、こうした誤った仮定に立つ思想家の代表格がベンサムにほかならない。

ボザンケにとって、ベンサムの主張は、「ある人の自由の一部が犠牲にされる」ことで「ある人はまず自由の一定のある領域を持っていること、そしてその自由の一部が残りの部分を守るために放棄される」というものである。しかし、このように「他者」の圧力が各人の「自由」の削減であり、各人は加減演算で表現されうるような一定量の「自由」の領域を絶対的に保有することを前提にした議論では、真の「自由」の概念は把握されえない。ボザンケはいう。

「しかし、こうしたあらゆる前提的な自由 (antecedent liberty) の観念は、ベンサム自身がまさしく暴露するのを喜んでいた虚構である」²⁰

また、このことは同時に、ベンサムが人間と「法」や「政府」との積極的関係を見出すことに失敗していることを意味している。ボザンケは言う。

「それゆえ、あらゆる哲学的な法学者の理論に対するベンサムの非妥協的な敵意に注目することは有益である。ホップズやグロチウスからモンテスキューやルソーにいたるまで、そしてカントやその後継者はいうまでもなく、彼らの全理論の共通点は、次のような事実存している。すなわち、それらの著者は、他者にたいしてある人によって行使される力と命令という形の下で、積極的な人間の本性の本質的かつ一般的な要素を予測した、ということである。(中略)しかし、モンテスキューの“永遠の関係”(eternal relations)も、他の思想家の“社会契約”も、“一般意志”も、“自然権”も、ベンサムの目に叶うものではない。それらはみなベンサムにとって虚構でありかつ虚偽である。彼は、法において命令の性格以外の何もかも了解することができない。また、彼は、法と人間の本性との積極的関係を理解しない。」²¹

こうして、ボザンケは、ベンサムの思想を「法は必要悪である」と主張し、「社会を構成する諸自己の隅々にわたる積極的な統一を示そうとする企てすべてに軽蔑を注ぐ」²²ものと断じたうえで、その議論を、「個人と「国家」との積極的関係や真の「自治」の関係を見出し得ない、人間と「法」ないし「統治」との折衷的議論として、ベンサムの思想を徹底的に批判するのである。

以上、ボザンケのベンサム批判を概観してきたが、ここでは、「法」や「政府」による「強制」をも内包する「自由」概念が提示された。無論、この場合の「法」や「政府」などは、彼の「実在意志」や「一般意志」に関する議論から明らかのように²³、それらが人間の理性的な意志の具体化で

あることから、理性に何ら裏打ちされない類の「強制」ではない。つまり、ボザンケは、ベンサム批判を通じて、「法」に従うことが自らの真なる理性的意志としての「実在意志」に従うことになる、という自己の「実在意志」論、「一般意志」論を改めて論じているのである。

ところで、「自由」には「強制」が含まれるとすべくしたボザンケの議論から、直ちにそれが「自由」の意味を「強制」への服従にのみ限定するものと断ずるのは誤りである。何となれば、ボザンケは、「強制」が「境界部分」で示されるということは、「強制」が「最小限で可能なもの」であること、かつ「最大限の自由、あるいは最大限の個人の起こりうるイニシアティブを用意する (condition)」ことを意味するとボザンケ自身が論じているからである²⁴。それゆえ、ボザンケの主眼は、通常言われる「自由」の意味、すなわち「拘束の不在」の意味を解消させるのではなく、あくまで、従来の「自由」の意味に「強制」の契機を含ませることにあったといえよう。

ところで、以上の議論において登場したボザンケの「自由」の観念は、彼の政治思想を把握するうえで重要な意味をもち、その詳細な検討は、彼のベンサム批判をより明確なものにする。そこで、以下、ボザンケの「自由」論について検討を加えることにしよう。

ボザンケは、「自由」を「人間の真の本性である」と位置づける²⁵。そしてボザンケによれば、通常思われる「自由」、すなわち「～の自由」、バーリン (I. Berlin) の言うところの「消極的自由」²⁶は、いわば「初歩的な自由」である。しかしボザンケは、そうした自由の意味は否定されるべきではなく、むしろそれはまず第一に守られねばならないものである。ボザンケはいう。

「統治の不在と同意義である自由の単純な理念には、我々の尊敬の念を起こさせる主張が明瞭に具体化されている。」²⁷

「私の精神が、他の精神の監督下にある実際の、あるいはその前兆を示しつつある物理的暴力によって、私の体に関する私の精神の支配において干渉されるとき、それは強制である。それによって実質的に私が他の精神の手段になるこうした強制の永続的かつ確固たる条件は、奴隷状態 (slavery) である。」²⁸

つまり、ボザンケによれば、「物理的な暴力ないしその脅威を通じて別人の意志の手段にされないときに私は自由である」²⁹。しかしこうした「自

由」、ボザンケにの言葉では「法律的自由」は、「強制の不在」(absence of restraint)のみを意味するなお不完全な「自由」である。ボザンケにとって「完全な自由」とは、いわゆる「～への自由」を意味する「積極的自由」、ボザンケの言葉では「政治的自由」「市民たることの権利」(rights of citizenship)のことである。ボザンケは「法律的自由」と政治的な問題との関係を、以下のように説明する。

「人 (person) と財産の単なる保護は、まさにささやかな良心でその輪郭を定め、かつ維持するのに容易な事柄であるよう思われる。しかし、いつ、いかにして、そしてどのような意味で、それが維持されるのであるかという問いは、政治体制 (political system) の積極的性格を含んでいる。」³⁰

つまり、ボザンケは、「法律的自由」(消極的自由)の問題は必然的に「政治的自由」の問題を伴うと論ずるのである。それゆえ、ボザンケは「社会全体の福祉に影響を及ぼす諸活動の積極的な実践に対するある決定的な保障」は、「常に政治的自由に関する見解の中に含まれる」³¹と主張して、「積極的自由」ないし「政治的自由」を以下のように解説する。

「自由に関する積極的ないし政治的な概念は、我々が国家においてその具体化に見出そうとしているより完全な自由の事例である。(中略)そしてもちろん、政治的自由の諸現象は、次のような視点から論ぜられる。すなわち、我々が、国家をより完全な自由の主要機関かつ主要条件として示すさいに立つであろう視点からである。」³²

かくして、ボザンケは「政治的自由」としての「完全な自由」は「国家」の中に見出され、「国家」が存在して初めて「自由」の成立しうると論ずるのである。

しかし、ボザンケはここで議論を止めない。ボザンケはさらに「自由」を哲学的に考察して、「哲学的自由」について論究する。ボザンケはいう。

「ルソーが我々に言ったように、(中略)自由が人間の生活の本質的な性質であることは疑う余地がない。それは、我々の理解によれば、我々が我々自身であるための条件であるからである。」³³

「そして、自由とは完全に我々自身であるということであり、自由に関する最も完全な条件とは、我々が最も完全に我々自身である、というものである。」³⁴

しかし、この場合、「我々自身である」ということは、単に自分自身の欲望や感覚的な衝動の赴くままに行動することを意味しない。ボザンケはい

う。

「私は、私が私の精神の傾向 (inclination) に従う限り自由に行動していると仮定される。(中略)しかし、倫理的熟考の最も早い時代から、“自由”という術語にはさらなる意味が帰されてきている。以下のことが、モラリストないし哲学者たちによって - 恐らく最初はソクラテスとプラトンによって - 指摘されてきている。すなわち、自分自身であることに関する人間の条件は、根源的に、強制がない状態で彼が好むことを行う力によってだけでなく、彼が行いたい事柄の性質によっても影響を及ぼされるということである。」³⁵

それゆえ、「我々自身」であるためには、ある行動を動機づける意志が問題となる。そしてこの点をボザンケは、以下のように述べる。

「我々自身であるためには、我々は常に我々でないものになっていかなばならない。換言すれば、我々自身であるために我々が常に認めなければならぬことは、我々がこれまでになってきた以上のものである、ということだ。(中略)我々が我々自身であるための条件である自由は、単に我々がもっている何ものかではあり得ないし、ましてや、我々が常にこれまでもってきたものでもあり得ない。つまり、維持されるべき現状 (status quo) ではないのだ。それは、我々において以下のものの支配を示すための継続的な苦闘にとって妥当な条件でなければならない。すなわち、我々が我々に対して命令的であるものとして、あるいは実在的な自己として承認するものの支配である。」³⁶

つまり、「実在的な自己」、すなわち「実在意志」が自らを支配するとき、人間は本来の自分、ボザンケの言葉では「我々自身」である。それゆえ、我々の精神の内部における本来の「我々自身」ではない要素、すなわち「実在意志」とは正反対の意志 = 「現実意志」(actual will) による精神内部の支配は「不自由」な状態である。ボザンケはいう。

「自由のより高度な意味は、より低度のそれと同じく、他者への自由と同じくある事柄からの自由を含む。そしてこの場合、我々が自由になるのは、我々が通常他者と見なす人々の強制から自由になるのではなく、我々が我々自身の一部と見なすものの強制から自由になる。(中略)そして、一見したところではある人間の他者による強制の不在に当てはまる“自由”という術語は、ある個人の精神内の、その内にある別の何ものかによる強制の不在に應用されるのである。」(強調 - ボザン

ケ)³⁷

「それ自体を意志する意志は、意志するさいに、眼前にその全体の欲求を充足させる目的、そうした欲求以外には何も満たさない目的をもつような意志である。その欲求は狭隘で部分的な欲求ではない。そのような狭隘で部分的な欲求を満たすさいに人間は、抑えられ、抑圧されるのを感じず。それはまるで、ますます狭隘になってゆく袋小路で人が迷っているかのような状態である。」³⁸

そしてボザンケは、「現実意志」のような一時的な欲望に「我々がもし屈服するのであれば我々自身、自由人と比較される奴隷であるかのように感じ」、「もしそれを征服すれば我々自身、奴隷と比較される自由人であるかのように感ずる」と論じて³⁹、「自由」の概念に「積極的自由」「政治的自由」と前述の外的な強制からの自由 = 「消極的自由」「法律的自由」に加えて、人間の意志の内部における自分自身のあるものからの自由を含ませるのである。

さらに、ボザンケによれば、人間の理性的意志としての「実在意志」は「国家」および「法」に具体化されることから、それらによる支配、およびその体系は、哲学的な意味での「自由」である。ボザンケはいう。

「そして我々の自由 (liberty)、あるいは古き良き表現を用いれば、我々の特権 (liberties) は、我々が最善の状態になること、(中略)つまり我々自身になること条件かつ保障として考えられるこうした〔法や秩序の〕体系と同一視されうる。」(〔〕内 - 引用者)⁴⁰

かくして、ボザンケは、物理的な抑圧や強制からの「自由」、および政治への参加など「国家」において初めて可能となる「自由」を認めながら、完全な意味での「自由」を、「我々自身」であることに求め、そのためには理性的・合理的な「実在意志」に従うことこそ真の「自由」であり、一時的な感覚や欲求に従うことを一種の「奴隷状態」とするのであった。そして「法」や「国家」およびその秩序が「実在意志」「一般意志」の具体化でもあったことから、それに従うことによっても「自由」は成立すると論ずるのである。こうしたボザンケによる「自由」の主張こそ、強化された政府の活動及び権威の擁護と、契約の自由を制限する政策の支持へと向かうものであり⁴¹、彼の「一般意志」および「実在意志」の議論と並んで、国家干渉・国家活動を正当化する理論的根拠がここに看守される。

確かに、「国家」においてのみ「自由」は成り立つのであるとか、「法」への服従に真の「自由」があるというボザンケの主張は、ミドウクロフト (James Meadowcroft) が指摘するように、「実在意志」との美名の下であらゆる強制を正当化するという根拠から多くの批判にさらされてきた⁴²。一例をあげれば、リンゼイ (A.D.Lindsay) は、「法」がなくては「自由」はありえないとする議論は正しいものの、「自由」は「法」への服従にあるという議論になると信憑性は薄くなり、それは「神秘的」な学説に変化すると論じ、またボザンケの議論では「政府の命令が一般意志の表現である場合と、そうでない場合とを区別しうる批判の基準」が供されないと批判した⁴³。また、「二つの自由概念」を提示したバーリンも、ボザンケの議論に全体主義に行き着いてしまうような危険を看取り⁴⁴、クランストン (M.Cranston) もボザンケのいう「自由」を「強制可能」な「理性的自由」(enforceable rational freedom) と位置づけ、それを「規律の中に見出される自由」とした⁴⁵。

しかし、こうしたボザンケの「自由」論から、リンゼイやバーリンの指摘のように直ちにそれが「消極的自由」を否定し、国家干渉を全面的に認め、全体主義を招来するものだと結論づけるのは早計である。何となれば、前述のようなベンサム批判においても、また「自由」論の「法律的自由」での議論においても、ボザンケは「消極的自由」を重視していたし、またボザンケの主張はあくまで「我々自身」であることの条件、言い換えれば「人格的發展」の条件として、「法」や「国家」の干渉を排除しないという点に主眼があり、各人の消極的な意味での「自由」を排してはいなかったからである。さらに、ボザンケは、自己の国家論において「人格の成長」という観点から国家干渉に慎重な態度をとるだけでなく、当時のイギリスにおいて生じたより現実的な問題に対する、ボザンケの政治思想のいわば演繹に相当する彼の実践的・实际的な議論においても意外なほどに国家干渉を警戒・否定する主張を展開している⁴⁶。それゆえ、ベイ (Christian Bay) は、ボザンケを「功利主義の消極的自由の概念を拒否する点では、グリーン (T.H.Green) よりもはるかに強烈であった」と位置づけ⁴⁷、モロウ (J.Morrow) は、ボザンケの自由論を「非-自由主義的」と理解したが⁴⁸、こうした指摘の妥当性は、ボザンケの国家論、国家干渉論、社会政策思想とあわせて検討しなければならない。(未完)

註

¹ W. R. Sorley, *A History of English Philosophy* (Cambridge: University Press, 1920), p. 301.

² G. P. Gooch, "Introductory: The Victorian Age, 1837-1901", in F. J. C. Hearnshaw (ed.), *The Social and Political Ideas of Some Representative Thinkers of the Victorian Age* (London, Bombay and Sydney: George G. Harpar, 1930), p. 26.

³ Bernard Bosanquet, *The Philosophical Theory of the State, Fourth Edition* (London: Macmillan, 1923, reprint, Hampshire: Gregg Revivals, 1993), p. 97. 以下 PTS と略記。

⁴ PTS, p. 97.

⁵ PTS, pp. 97-98.

⁶ PTS, p. 98.

⁷ PTS, p. 98.

⁸ PTS, p. 98.

⁹ PTS, p. 99.

¹⁰ J. H. Muirhead, *The Service of the State: Four Lectures on the Political Teaching of T. H. Green* (London: John Murray, 1908), p. 59n.

¹¹ PTS, p. 90.

¹² PTS, pp. 68-69.

¹³ PTS, p. 53.

¹⁴ PTS, pp. 53-54.

¹⁵ PTS, p. 54.

¹⁶ PTS, p. 54.

¹⁷ PTS, pp. 54-5.

¹⁸ PTS, p. 55.

¹⁹ PTS, p. 55.

²⁰ PTS, p. 54.

²¹ PTS, pp. 55-56.

²² PTS, p. 72.

²³ ボザンケの「実在意志」「一般意志」に関しては、拙稿「ボザンケの国家論とデモクラシー」、岡野加穂留・伊藤重行編『現代臨床政治学叢書3：政治思想とデモクラシーの検証—臨床政治学の基礎』(東信堂、2002年) 183-206頁を参照されたい。

²⁴ PTS, p. 54.

²⁵ PTS, p. 133.

²⁶ I. バーリン、小川晃一他訳『自由論』(みすず書房、1970年) 304-318頁。

²⁷ PTS, p. 125.

²⁸ PTS, p. 126.

²⁹ PTS, p. 129.

³⁰ PTS, p. 128.

³¹ PTS, p. 127.

³² PTS, p. 127.

³³ PTS, p. 118.

³⁴ PTS, p. 136.

³⁵ PTS, p. 129.

³⁶ PTS, p. 118.

³⁷ PTS, pp. 128-129.

³⁸ PTS, p.136.

³⁹ PTS, pp.131-132.

⁴⁰ PTS, p.119.

⁴¹ ジョン・グレイ、藤原保信、輪島達郎訳『自由主義』（昭和堂、1991年）54頁。

⁴² James Meadowcroft, *Conceptualizing the State: Innovation and Dispute in British Political Thought 1880-1914* (Oxford: Clarendon Press, 1995), p.120.

⁴³ A.D.リンゼイ、紀藤信義訳『現代民主主義国家』（未来社、1969年）340頁。

⁴⁴ バーリン、前掲書、1970年、348、351、355-356、383頁。

⁴⁵ M.クランストン、小松茂夫訳『自由』（岩波書店、1976年）31-32頁。

⁴⁶ 例えば、拙稿「イギリス理想主義と「フェビアン協会」—バーナード・ボザンケを中心にして—」（『ロバート・オウエン協会年報』第25号、2001年）39-53頁参照。

⁴⁷ クリスチャン・ベイ、横越英一訳『自由の構造』（法政大学出版局、1979年）87頁。

⁴⁸ John Morrow, "Liberalism and British Idealist Political Philosophy: A Reassessment", *History of Political Thought*, Vol.5, No.1, 1984, p.108.